

# 診療報酬 地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料の施設基準見直し

厚生労働省中央社会保険医療協議会 2020年3月5日資料及び3月23日告示をもとに作成

	入院料1 (病棟単位)	管理料1 (病室単位)	入院料2 (病棟単位)	管理料2 (病室単位)	入院料3 (病棟単位)	管理料3 (病室単位)	入院料4 (病棟単位)	管理料4 (病室単位)
点数 (生活療養)	2,809点 (2,794点)		2,620点 (2,605点)		2,285点 (2,270点)		2,076点 (2,060点)	
許可病床数200床未満のみが対象	○	○	-	○	○	○	-	○
看護職員	13対1以上 (うち7割以上が看護師)							
重症者割合	重症度、医療・看護必要度Ⅰ「14%以上」又は重症度、医療・看護必要度Ⅱ「11%以上」							
入退院支援部門	入退院支援及び地域連携業務を担う部門が設置されていること							
リハビリ専門職	病棟又は病室を有する病棟に常勤の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を1名以上配置							
リハビリ実施	患者の入棟時に測定したADLスコア等を参考にリハビリの必要性を判断・説明・記録すること。 リハビリテーションを提供する患者については1日平均2単位以上提供していること							
意志決定支援の指針	適切な意思決定支援に係る指針を定めていること							
在宅復帰率	7割以上				-			
一般病棟から転棟した患者割合 ※満たせない場合は100分の90算定	-		6割未満 (許可病床400床以上の場)	-	-		6割未満 (許可病床400床以上の場合)	-
自宅等から入棟した患者割合	15%以上(管理料の場合、10床未満は3月で6人以上)		-		15%以上(管理料の場合、10床未満は3月で6人以上)		-	
自宅等からの緊急患者の受入	3月で6人以上		-		3月で6人以上		-	
地域包括ケアの実績 ※自宅等からの入棟割合、自宅等からの緊急受入、在宅医療の提供等	○		-		○		-	

**実績要件部分**